

男女共同参画審議会 第1回全体会の概要

- 1 日 時 平成14年9月13日(金) 13:00~15:00
- 2 場 所 ひょうご女性交流館 501会議室
- 3 出席者 伊藤公雄委員、上杉孝實委員、加藤恵正委員、北野美智子委員、小玉文吾委員、小林良守委員、嶋千世委員、野々山久也委員、長谷川京子委員、藤原礼子委員、朴木佳緒留委員、宮地民子委員、三輪昌子委員、茂木美知子委員、森健祐委員、山下淳委員、兵庫県県民生活部長、企画調整局長、県立男女共同参画センター所長、課長(男女共同参画・ボランティア担当)
- 4 内 容
 - (1) 開 会
県民生活部長あいさつ
委員紹介
会長、副会長選出
委員の互選により、以下のとおり選出された。
会長：龍谷大学文学部教授・京都大学名誉教授 上杉 孝實 氏
副会長：生活評論家 三輪 昌子 氏
 - (2) 議 事
審議会の運営について
(事務局)
資料1「男女共同参画審議会運営規程(案)」、資料2「男女共同参画審議会傍聴要領(案)」、資料3「男女共同参画審議会規則」について、資料に基づき説明。
(会長)
・ただ今の事務局の説明について、何か質問、意見はないか。
(委員)
・部会についても傍聴可とするのか。
(事務局)
・部会も含めたいと考えているが、この要領では不明確かもしれないが。
(委員)
・部会を含むのなら、どこかで規定を置けばどうか。
(事務局)
・部会についてはその時々判断したらどうか。
(委員)
・その都度考えるというのはまずい。明記しておくべきだ。
(委員)
・「男女共同参画審議会運営規定(案)」第2条の「会議」は審議会全体会と部会の両方の会議を指しているのだから、当然、第3条の「会議の公開」も両方を含む。第3条の第1号、第2号に該当するかどうか、つまり、公開か非公開かについては、傍聴要領の第4条で、「会議において決める」ということになっている。
・明確にしておきたいということであれば、運営規程の第3条の会議に括弧書きで「部会を含む」と書いておけばよいだろう。
(会長)
・次回から傍聴できることにしてよいか。
次回の会議から傍聴できることにすることについて、委員了解。
(会長)
・運営規程等については若干の修正はあるが、これでよいか。
委員からは異存なし。

男女共同参画社会づくり条例に基づく施策の推進について

(事務局)

資料4「男女共同参画社会づくり条例に基づく施策の推進について」、資料5「男女共同参画社会づくり条例パンフレット」、資料6「男女共同参画推進員の募集チラシ」、資料7「男女共同参画推進員の設置状況」、資料8「申出処理制度の概要」、資料9「協定制度の概要」に基づいて説明。

(委員)

- ・資料4の2頁の「県民からの申出処理制度の創設」の概要に「第三者機関の設置」とあるが、地方自治法上、地方自治体に第三者機関を作るとは不可能であると聞いた。もしそうであるならば、そのように書かない方がよいのではないか。
- ・審議会の委員の女性比率については、警察署協議会を除いてざっと計算すると、25.1%で、目標値にほぼ一致する数字だ。警察にもっと頑張るように言う必要があるだろう。

(委員)

- ・申出処理制度については、処理の実質を担うのは、事務局になるのではないか。事務局を信用しないわけではないのだが、専門員のような人を置いて、第三者性・独立性を確保しなければならないのではないか。もちろん、事務局までを完全に独立させることは難しいし、それで機能するとはとても思えないが、県民から見ると、一番上には外部の人がいるが、実質的なところは県が全部処理しているというように見えてしまう。

(事務局)

- ・予算編成段階では、専門員の設置も検討したが、他府県の状況を見てもそれほど件数が多いということもあり、制度発足後の状況を見てからということになった。必ずしもこの体制がふさわしいとは考えていない。また、せめて、県庁で受けるということにしないように、県立男女共同参画センターの一角に専用のコーナーとして申出処理の事務ができる場所を作ることになっている。

(委員)

- ・調査専門員がおらず、事務局が申出についての調査を行わなければいけないということが気になっている。男女共同参画担当の職員が同じ庁内にいる他の部局の職員のところに行ってきちんと調査ができるのだろうかと思う。

(委員)

- ・気になるのは、私人間の人権侵害の申出について調査をしようとする場合、広い兵庫県全域、例えば但馬の人からの申出があった場合、申出者に来てもらうのか、こちらから出向くのかということだ。京阪神に近い地域の人には便利だが、遠い地域の人の場合、例えば、県民局で体制をとるなどのこともこれから必要になってくるのではないか。遠い地域での私人間の問題に対する対応はどのようにするのか。

(事務局)

- ・申出は原則として書面で行うこととしており、ファクシミリ等での受付も可能としているので、申出そのものについてはそうした手段で受け付けられると思っている。調査をすすめるにあたって、申出者に県立男女共同参画センターに来てもらうのは負担があるので、電話で聞くか、こちらから出向くかなどの方法をケースバイケースで考えたいと思っている。

(委員)

- ・女性問題相談の観点からも、この制度をどう活用するのが課題である。セクシュアル・ハラスメントや配偶者からの暴力により人権が侵害された場合などの個人的な相談を受けるので、この申出処理機関との連携をどのようにしていけばよいかについての相談員への研修、説明をよろしく願いたい。

(委員)

- ・申出処理委員がいくら学識豊かで公正な人であっても、申出についての調査が十分に出来ていなければ、判断が狂ってしまう。県の財政も厳しく、人を雇うことは大変だということはわかるが、例えば、埼玉県は非常勤の専門員を雇っている。例えば案件によって任命する非常勤職員を設置することはできないのか。審議会からの

意見として、「調査員を置くこと」という決議を出すことで調査員を置くことができるのならそうするべきだ。事務局が調査を行うことは危険だと思う。

(事務局)

・専門員については、今後、様子を見て、必要であればきちんと対応したいと思う。

(委員)

・申出者に調査結果通知を出すということだが、どのようなことが記載されたものを出す予定か。数字だけというのはあまりよくないと思うのだが。

(事務局)

・調査結果の通知と、勧告、指導、助言などの処理状況の通知の両方がある。勧告、指導、助言などをする場合は、調査結果に基づいてこうした処理をしたという通知を出すことになる。そこまではいかず、調査をした結果こういうことが判明した、それを踏まえた申出処理委員の意見を書く場合もあるし、申出処理委員以外の別の機関に持っていったほうがより効果的な処理が行えるということもあると思う。まだ具体的な文案までは想定していない。

(委員)

・性差別にかかる人権侵害については、被害者側との対応の中で被害者の思いをきちんと受け止めてカウンセリング的役割を果たせないと、被害者が「裏切られた」という思いを持ち、県から二次被害を受けたという結果になりかねない。

(事務局)

・別の紛争処理機関があるものについては、調査しない申出となっているが、受け付けないというわけではなく、基本的にはお受けしようと考えている。

・どういうものを返すのかについては、県職員としての立場もあるが、申出処理委員を支える事務局として、担当課と対峙するくらいの姿勢で処理したい。

(委員)

・処理結果はどう扱われるのか。県の施策に対しては申出内容、処理内容は公表されるのか。私人間の事案については、他からの照会にも応じるのか。

(事務局)

・基本的には情報公開していくことを考えているが、相談員の方にも利用できるような情報をお出ししたいと思う。ただ、個人情報については、個人情報保護条例もあるので十分注意したいと考えている。どういう形で出すかということについても、まず、申出処理委員の方々と相談して決め、どういうことがあったかということについてはこの審議会の場で報告させていただきたい。

(委員)

・余計なことかもしれないが、申出処理委員3人の自律性を大事にすべきだと思う。どう処理し、どう申出者に返すのか、公表する時にどういうスタイルで行うかについて、県にも事情があるかもしれないが、基本的には委員の3人に仕組みづくりの部分から試行錯誤していただくのが大事なのではないか。あらかじめ県で枠組みを決めてしまうのではなく、決めて下さいとお願いするほうが、これからの運営を考えると望ましいのではないか。そういう意味で、かなりの専門的レベルがあり、案件に取り組める専門員を置くべきだろう。来年、再来年と専門員を置く努力をしていただきたい。

(会長)

・大学院生OBなどを非常勤などで置くケースが多く、重要な機能を果たしている。今後、考慮していただけるとありがたい。

(委員)

・委員の意見に大賛成である。申出処理委員ということば自体が気になる。処理すればそれでよいのだろうかという感じがする。調査ということばは客観的に聞かえるが、紛争時の「調査」はカウンセリング的意味合いを持っており、調査活動そのものが、助言であり、是正であり、調整というプロセスだと思う。データを集めるプロセスが相手側にサービスが行われるものでない限り、調査をするなというのが前提だ。調査対象者に問題が残ってしまっただけはいけない。

・専門員の予算の確保が必要だ。

(委員)

- ・資料9の協定について、インセンティブがないのは確かだが、本来、恩恵的な発想ではなく、協定の締結のプロセスを通して、それなりに努力をしようとしている、つまり動き出しているところを後押しする機能があると思っている。あまり大きなハードルを考えるより、やる気のあるところに実験的に働きかければよい。数をこなすものではない。やる気のあるところと県も一緒になって考え、アドバイスもしながら、第1号、2号くらいは過大広告的な宣伝をすると、広がってくるのではないか。

(委員)

- ・出してくるところはそのまま受け入れたらいいのではないか。

(委員)

- ・大きな事業所でなければ出来ないというものではだめだ。家族従事者だけしかいないところでも出来るようなものであるべきである。ハードルを低くしながら、協定をしているということの評価していくという意識を一般の県民の方に広げることが必要だ。

(委員)

- ・大学の文学部に勤務しているが、女子学生はこういう取り組みをしているということに敏感で、そういった企業を中心に職を探している。週刊誌に掲載される女子学生に人気の企業はそういうところだ。

(委員)

- ・男女共同参画推進員のイメージが作りにくく、推進員になっている人自身が推進員が何をするのかについてよく分かっていない。これだけの人数が応募してきたことはすごいと思うので、有効に動いていけばよいと思うが、推進員の窓口となっているのは県立男女共同参画センターなので、地域に密着していないという意見もあるようだ。

(事務局)

- ・男女共同参画推進員の設置にあたっては、各地域ブロックごとに説明をしてまわった。活動内容についての受け取り方は様々だ。研修を重ね、各地域ブロックごとにグループ作りをして、そのグループでの集まりを重ねることで取り組みが進んでいくと考えている。県と市町がうまく連携していないという問題があるが、推進員全員の了解がとれたので、9月20日を目途に市町担当課に推進員名簿を提供し、支援をお願いしたいと考えている。時間がかかっていて恐縮だが、地道な活動を続けていただき、私たちもそれを支援していくことしかないと思っている。審議会の先生方にもご支援をお願いしたい。

(委員)

- ・推進員はよい仕組みだが、推進員になっている人が男女共同参画とはどんなものかについて合意が持てるようにする仕組みづくりが必要ではないか。一方、最近、男女共同参画に反対する声が大きくなりつつあるので、そういう声に対して、それは誤解だと推進員が答えられるくらいの準備が必要だ。推進員対象のパンフレットなどわかりやすいスタイルで男女共同参画とは何なのか、こういうことができるのではないか、こうした反対意見についてはこのような誤解があるのではないかということをもとめ、配布し、誰かが説明する必要がある。

(会長)

- ・推進員の中には、アドバイザー養成講座を受けた人も入っているようだが、しかし、いろんな人がいるので、ある程度の共通理解が必要だ。

(委員)

- ・推進員に対するフォローアップが大切だ。自分一人だけで活動しているのではなく、みんなで一緒にやっているという絆を作ることが大切だ。地区ごとにグループが作られているそうだが、それをうまく生かしていくためには、フォローアップがポイントとなる。

男女共同参画社会づくり条例に基づく年次報告について

(事務局)

資料10「年次報告の構成」に基づいて説明。

(会長)

- ・何かご意見はないか。
- (委員)
 - ・データはこれでよい。しかし、以前言ったが、全庁的に進めるにあたり、それぞれの担当部局にそれぞれ男女共同参画に関してのテーマを持ってもらうことが必要だ。それぞれ指標になるものを全庁的に照会することであってもよいのではないか。それぞれの部局が毎年チェックしながら、自分のところの進捗状況を見てもらうようなことが、男女共同参画は担当課だけではなく全庁的な課題だと認識してもらうためにも必要だ。男女共同参画には関係がないと言う部局もあるかもしれないが、関連審議会の中に女性委員が少ないなど、どこの部局にも関連する問題はあるはずだ。各課に洗い出してもらうようなチャンスとして利用することも大切なのではないか。
- (会長)
 - ・教育のところは、学校教育に収斂しているように思われるので、社会教育のところにも目配りをしていただきたい。社会教育主事の状況、公民館の職員の状況など。学校教育に関連しては、指導主事の男女比率の問題が今まで見落とされているが、大きな問題だ。
- (委員)
 - ・家庭生活のところのデータは、どこにでも出ているようなものなので、何故男女共同参画社会づくりの条例に基づく年次報告に出さなければならないのかと思う。男女共同参画がどの程度進行しているかということをチェックできるような報告書でなければ、年次報告にならないのではないかと思う。例えば、性別役割分担意識がどのように変化しているのか、男性の育児休暇の取得はどうなっているのかなど、もう少し違うものがあるのではないか。
- (会長)
 - ・家庭生活のところには、男女共同参画ということが出ていないデータが列挙されている。間接的には関係があるのだが。
- (委員)
 - ・誰に向けての年次報告かということを見つめるべきだ。数字、グラフ、表がたくさん並んで、漢字がたくさんある文章で、読んでもさっぱりわからない、データ集としては役に立つのかもしれないというようなものにするのか。こういったものは資料編としては必要なかもしれないが、短くてもよいので、最初に「今年はどういう年だった」「こういうところが大事だった」「県としてはこういう形で自己評価をしたい」など、読んでそれなりに読めるようなもの、総論的なものをつけないといけないのではないか。そこに、それを実証するようなデータを、暇と時間と興味がある人はそれを見てくださいというようなものを付けるというのでもよい。県民が、今年の男女共同参画に関する取り組みはこういうふうな状況なのかと読めるようなものをつけないといけないのではないか。
- (会長)
 - ・そのへんは事務局でも考えただろうとは思いますが、それが見えにくいので、お考えいただきたい。
- (委員)
 - ・資料はたたき台で、他にもいろいろ出てくるのであろうと思うが、まだまだ足りないものが多い。特に地域活動の場で男女共同参画がどうなっているのかということについて、平成3年頃に調査を行って以来調査が行われていないが、地域活動における長はほとんど男性であるという結果が出た。その後どのようになっているのかが見えていない。そういったことも含めて、地域活動、ボランティア、NPO、NGOにももう少し入っていく必要がある。県民がどの程度関わっているのかということを見たい。
 - ・最終的に、指標を見て、全国レベルの中で兵庫県は何位かということは、県民にとっては目が向くところだ。全国で見ると兵庫県とはどんな県なのかというものが付いてきてこそ、県民はもう少しこんなことを頑張って行政に考えてほしいなどの動きにつながっていくと思う。自己完結型で終わってしまわないことが大切だ。
- (委員)

- ・社会参画の意識の最後のところで、男女共同参画に関する意識というのは、アンケート調査のことか。私はこれは非常に重要だと思う。
- ・表の意図するところ、特徴などについてのコメントをつけることが親切でわかりやすいと思う。
- (事務局)
 - ・意識調査については、プランを作る少し前に実施している。ただし、ここにあげているデータの中でも、毎年取れるものと、何年かごとになる可能性があるものがある。
 - ・コメントについては、基本的にそういうものを足して、読めるようなものにしたい。
- (委員)
 - ・文章がずっとあり、最後に表が並ぶというのはしんどいと思う。同時に表が入った、読める文章にしてもらいたい。
- (委員)
 - ・表ばかりというのはやめてほしいという意味だ。
- (会長)
 - ・わかりやすい表なら前に出してもよいが、今日の参考資料のような表は後ろにという意味だろう。
- (委員)
 - ・県立男女共同参画センターで作ったデータブックはわかりやすく、かなり兵庫県の姿がわかるものだと聞いている。年次報告であれば、あれだけでは済まないと思うし、もっと多くの人にわかりやすく、これからどうするのが見えるものにしてもらいたい。
- (委員)
 - ・年次報告のスタイルはどんなふうになるのか。国の出す白書のようなイメージなのか。男女共同参画に関心のある人や関係者は欲しがったり買ったりするだろうが、幅広い県民に向けたものも必要という意味では、記者発表とかちょっとしたダイジェスト版を作るとか別の公表の仕方というのものではないか。
- (会長)
 - ・広く県民も見られるようなものをということか。
- (委員)
 - ・年次報告は、男女共同参画のホームページを作って、そこに掲載することを考えるのも大事ではないか。
- (会長)
 - ・事務局から何かあるか。
- (事務局)
 - ・年次報告についても、もう少し詰めたうえで、また今年度中にお諮りしたいと思う。

(以上、文責：兵庫県県民生活部企画調整局課長(男女共同参画・ボランティア担当))